平成２５年（フ）第５８７号
横浜市緑区北八朔町1468番地３
債務者　山口　　泉
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸節　　統
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
愛知県稲沢市駅前３丁目４番２―202号
債務者　加藤　真之
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　寿宜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５６５号
大阪府富田林市須賀１丁目31番20号、住民票上の住所堺市美原区菅生1591番地
債務者　古川　一夫
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山形　康郎
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３６号
大阪市住吉区我孫子東３丁目10番６―507号
債務者　ヨシダ刃型こと　吉田　英嗣
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀木　由紀
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９号
長野県伊那市上の原6154番地　ニューアルプス202号
債務者　**槍**崎　勝将
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１０３号
函館市豊川町３番１―502号
債務者　中田　　栄
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０６号
函館市赤川１丁目21番６号
債務者　佐々木　史（旧姓山本・埜畑）
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
和歌山県西牟婁郡白浜町保呂320番地
債務者　石橋　澄子
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２０号
和歌山県田辺市龍神村柳瀬113番地、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神村柳瀬150番地
債務者　伊藤　朋子（旧姓井澗）
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第４６号
千葉県佐倉市上座803番地118
債務者　宮崎　法子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５１号
千葉県佐倉市大蛇町738番地５　ハッコー佐倉マンション305号
債務者　佐々木昇平
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５２号
千葉県佐倉市大蛇町738番地５　ハッコー佐倉マンション305号
債務者　佐々木みとり
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５９号
千葉県佐倉市山王１丁目41番地６
債務者　今村　大輔
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６１号
千葉県富里市七栄533番地195
債務者　登之内孝一
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４１２号
名古屋市瑞穂区彌富町字月見ケ岡32番地の１月見ケ丘マンション22号
債務者　宇都宮廣明
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９８号
愛知県愛西市大野町山66番地
債務者　後藤　明弘
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９５号
愛知県小牧市多気南町131番地
債務者　丹羽裁断所こと　丹羽　鎮次
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２７号
名古屋市守山区大森１丁目2901番地　プロファイブ大森101号
債務者　益留　政江
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部